



2014年8月10日

# いま起きつつあること…

平和講演会 レポート

私たちの生活を  
おびやかす  
特定秘密保護法

皆さんが主権者として特定秘密保護法について考えるきっかけなることを願って、6月22日に行なわれた清水勉弁護士との講演内容をお伝えします。

## 法律として欠陥ある 特定秘密保護法

特定秘密保護法は法律として欠陥はあるが、その根幹において情報をコントロールする仕組みとして考えるべき問題を提起している点は間違っていない。公的情報の合理的な管理は必要である。「国民

主権国家では国民に対する秘密はない」との考え方は理念としては正しいが、非現実的であり、秘密保全、秘密の指定・管理は否定できない。

しかし、特定秘密保護法は情報保全の方法（仕組み）として間違っている、法律の作り方に欠陥があることが問題である。このような法律は廃案にするのがよいと思うし、廃案を訴えていくことはもちろん必要であるが、それだけでは欠陥のあるこの法律がそのまま施行されるといふ不利

益が生じる恐れがある。特定秘密保護法の運用基準作成に関わる者として、いかにこの法律を運用していくか、問題点を指摘し、内容を暴走しないようなものにしていくことが重要であると考える。

## 特定秘密保護法の 問題点と対策

第一点めとして、この法律には新たに法律の制定を必要

とする具体的な事情、動機がないという欠陥がある。過去の漏えい事件の経過をみても、原因究明が行なわれ、過剰なほどの再発防止策がとられている。したがって、漏えい対策のために新たに法律を作る必要がない。特定秘密保護法については、基本的人権である「知る権利」や「プライバシー権」の関係で問題視されているが、そもそも憲法論以前の問題である。

第二点めとして、秘密保全を考えるのであれば、漏えいだけでなく、改ざんや滅失も同様に問題となるはずであるが、特定秘密保護法は漏えいだけを重く処罰するものになっている。改ざんや滅失についての刑法の処罰規定とのアンバランスは問題で、本気で秘密保全を考えているのかとの疑問が生じる。

第三点めとして、適正評価（特定秘密を取り扱う人がこれを漏えいするおそれがないことについての評価）では

秘密保全は保証されない。適正評価を秘密保全の方法として過度に期待してはいけない。たしかに、適正評価自体は機密性が高い職種の国家公務員や企業において以前から行なわれているものでもあり、秘密保全に一定の効果はあると思われる。しかし、兵器産業等では今まで企業（民間）レベルで保有されていた個人情報報を国が保有することになること、場合によっては企業の保有情報以上の情報が国によって保有される可能性があることへの不安がある。国についても、どの部署で、誰が、どういう状態で保有しているのか、そして、誰がその情報を見ることができているのか、といった問題が生じる。このような問題が生じる以上、適正評価の調査項目については必要最小限に止めるべきである。

第四点めとして、特定秘密保護法は漏えいについて「…



2014年8月10日

# いま起きつつあること…

10年以下の懲役に処し…」と規定しており(23条)、非常に重い刑が科せられるおそれがある。単なるモラル違反のレベルではない。これだけ重い刑が科せられるのであれば、漏えい対象となる秘密も非常に高い機密性が求められるはずである。また、秘密は増やせば仕事がいやくなるかといえ、それは幻想である。秘密保全のためには厳格な管理が必要であるが、それにより、共有化しにくい、逸脱がおりやすくなるなどの状況が生じ、かえって秘密保全にならない。そこで、「特定秘密」を絞り込み、秘密指定を意図的に最小限化する必要がある。

第五点めとして、国会議員が論点となる問題をこの法律が成立した後に認識している。つまり、立法機関の構成員である国会議員が特定秘密保護法をよく理解しないまま賛成してしまっているという現状がある。

## 主権者として 情報に向き合う

以上のような問題点に対して、決定的な対策はない。公文書管理法の見直し、情報公開制度の積極的利用(情報公開法の改正)、国会・独立の行政機関による監視等により、どうしても恣意的な秘密指定を制限できるかを考えるしかない。その中で、国民一人一人が主権者として情報につながる必要がある、情報に向き合うことが大切である。

## 講演会に 参加しての感想

清水弁護士のお話は、客観的に冷静にこの法律を分析し、説明するというわかりやすいものでした。特定秘密保護法の問題点についての理解はもちろんです、一番に残ったのは、「情報にいかに向き合うかが重要。責任ある意見をもつこと。主権者は存在と

してあるものではなく、なっていくものである」「賛成・反対は実は流動的な対話関係にある。何が問題なのか、なぜ賛成なのか、なぜ反対なのか重要」ということです。

主権者としての自覚をもって、この法律の問題点を意識し、その運用をしつかりと見ていかなければならないと思いましたが、また、「特定秘密保護法」というキーワードだけで、賛成・反対と安易に結論づけるのではなく、「なぜ」を考慮することで反対意見にも耳を傾け、その上で事の本質を見極めていけたらと思います。有名な聖書箇所「敵を愛しなさい」があります。解釈としては間違っているかも知れませんが、反対意見(敵)を突き放すのではなく、理解しようとする姿勢をもつことで、事の本質が見えてくる、そしてその重要性が示されているのではないかと感じました。

質疑応答時に最近の政治情勢から「戦前に戻るのではなか」との質問が出ました。これに対して清水弁護士は「良くも悪くも戦前に戻ることはないと思う」と答えられました。現在は、情報が制限されていた戦前とは情報を取り巻く環境が全く異なり、様々な媒体を通じて情報が入ってくる。そして、これを止めることはできない。その一方で、情報の偏り、いいかえれば、自分の興味のある情報以外の情報に対する無関心という状況がある。これは非常に怖いことである。だからこそ、「情報にいかに向き合うかが重要」なのである。戦前に戻ることはないとの言葉に安心感を覚えました。

しかし、それと同時に、政治問題をはじめ様々な情報をついつい他人事のように考え、主権者の一人としての責任の重さを痛感しました。

(国立のぞみ教会・平野愛子)

「このようなことが起こり始めたら、身を起こして頭を上げなさい」(ルカによる福音書21章28節)